

宗像市渡船事業運営審議会の傍聴及び会議録に関する取扱要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、宗像市渡船事業運営審議会（以下「審議会」という。）の傍聴及び会議録について、その取扱を定めるものとする。

（審議会の傍聴）

第2条 審議会は公開とし、傍聴することができる。ただし、個人情報等に関する内容が含まれた議事の場合は、原則として傍聴することができない。

（傍聴の受付及び入室）

第3条 傍聴を希望する者（以下「傍聴人」という。）は、会議開催時刻の30分前までに受付をしなければならない。また、5分前までに会議室へ入室しなければならない。

（入室の制限）

第4条 傍聴席は会議室に応じて決定し、満席になり次第傍聴の受付を終了する。

（遵守事項）

第5条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）大声を出したり、騒ぎ立てる等会議の進行を妨害しないこと。
- （2）議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- （3）会議における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （4）写真撮影、映像の録画又は録音等をしないこと。ただし、事前に会長の許可を得た場合を除く。
- （5）携帯電話は、電源を切るかマナーモードにすること。
- （6）飲食又は喫煙をしないこと。
- （7）事務局職員の指示に従うこと。

（会議録の作成）

第6条 審議会の会議録は次に掲げる事項に留意して作成するものとする。

- （1）会議の記録にあたっては、MD等電子媒体を利用し、会議終了後速やかに会議録を作成する。
- （2）会議録は、審議会における議事の内容を文書により記録する。
- （3）会議録は、発言者の発言ごとに当該発言の要点を記録する方法で作成する。
- （4）発言者は、委員については個人名を、事務局の職員については「事務局」と表記する。
- （5）作成した会議録は、各委員に配布し、確認を受けたうえで、会長があらかじめ指名した2人以上の委員が署名したのち、正式な会議録とする。

（会議録の公開）

第7条 会議録は、宗像市情報公開条例（平成15年条例第10号）の規定に基づき公開する。